

令和4年度 府省及び関係団体 陳情書

社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合

令和4年8月29日

経済産業省

【バリアフリーの普及】

1. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の第10条により、貴省が所管する施策において視覚障害者への情報保障をさらに進めるための措置を講じ、あるいは予算を確保すること。
2. 盲導犬使用者の进店拒否をなくすために、身体障害者補助犬法の理念等を関係事業者等に周知すること。
3. 様々な機器やシステムの開発に対して、視覚障害者が開発段階から意見を述べることができるシステムを構築する等によって視覚障害者のニーズを反映させ、視覚障害者にとって優しい機器やシステムが作られる仕組みを設けることを、国から関係企業等に指導すること。

【各種機器の開発等】

4. 視覚障害者が利用する機器や製品の取扱説明書は、視覚障害者が確認できる媒体（音声版、点字版、拡大文字版、テキストデータ版等）で発行できるように助成すること。
5. 音声式のパルスオキシメーター及び非接触式体温計の開発を助成し、広く販売できるようにすること。
6. 全てのハイブリッド車や電気自動車に、擬音等の作動を義務付けること。
7. 視覚障害者が気づくことが困難な電動キックボードについて、擬音等の作動を義務付けること。

【ウェブアクセシビリティ】

8. ウェブサイトのバリアフリー化を進めるため、JIS X 8341-3 に準拠したウェブアクセシビリティの普及を進めること。特に、公共機関は民間の見本となるよう、率先して取り入れること。
9. ウェブサイトにおける本人認証やセキュリティ対策については、視覚障害者が利用できる内容に改めることを国から関係機関等に働きかけること。特に、セキュリティ強化のためにシステム変更する際は、視覚障害者の利用の妨げとならないよう、対策を講じること。

【スマートフォン・携帯電話関連】

10. スマートフォン等の新たな情報端末の操作方法のバリアフリー化を、国から事業者に働きかけること。
11. スマートフォンやパソコン用のアプリの開発者等に対して、これらのアプリが視覚障害者でも使えるようにすることを、国から事業者働きかけること。
12. スマートフォン等の新たな情報端末を視覚障害者も容易に活用できるよう、全国で研修会を開催し、人による支援体制の充実を図ること。なお、国はこれらの経費等を助成すること。
13. 音声読み上げ機能付きフィーチャー・フォンを継続して生産すること。

【セルフレジ、キャッシュレス関連】

14. 視覚障害者にも使いやすいセルフレジやキャッシュレス端末機器、ATM等を普及させるため、これらの開発を国から民間企業等に働きかけること。
15. スーパー等にセルフレジやタッチパネル等の非対話型システムを導入する場合は、視覚障害者が1人で利用できるよう、AI等を活用した音声認識技術を取り入れること。

16. セルフレジに店員等の呼び出しボタンを付ける等、視覚障害者が利用しやすいシステムにすること。
17. セルフレジのデザインを統一し、視覚障害者にとって見やすいタッチパネル表示にすること。
18. デジタル通貨の到来が予測されるため、視覚障害者が使用できる専用機器を開発すること。
19. 銀行のATMにおいて、音声ガイドで通帳の記帳ができるシステムを開発すること。

【買い物支援】

20. 飲食店、小売店等で進むサービスの無人化やセルフレジ化された場合でも、有人支援等の代替手段を確保すること。
21. 百貨店やスーパー等での買物時や支払い時に、支援を希望すれば速やかにサポーターの派遣を実施する制度を確立すること。
22. 地域に関係なく、簡単な手続きや申し入れにより、店舗等での代筆・代読の支援が確実に受けられるようにすること。